

# 全日本アンサンブルコンテスト山口県大会審査内規

山口県吹奏楽連盟

## 第1条（評価の基準）

審査員は5名とし、「技術」と「表現」の2項目について、10～1の10段階で評価する。

## 第2条（得点の集計）

評価は、次のような得点で集計し、順位を決定する。

### 1 得点

10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1

### 2. 集計

各団体の「技術」と「表現」の各項目の評価から、それぞれの最低点を除いた得点を合計する。

## 第3条（審査集計）

審査集計は、理事長並びに理事長から委託された役員及び実行委員会の審査担当役員によって行う。

## 第4条（賞の決定）

- 1 理事長は、第3条の結果に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行うことを原則とし、一応の目安を金3：銀4：銅3とする。
- 2 理事長は、前項による結果を審査員の下承を得た上で、各賞を決定する。

## 第5条（県代表グループの決定）

全日本アンサンブルコンテスト中国大会に推薦する県代表グループの決定は、出場グループの中から得点の高い順に行う。ただし、同点グループ数が代表グループ定数を上回る場合は、審査員の投票によって最終決定をする。

## 第6条（最優秀賞の決定）

- 1 最優秀賞は、各部門の最も得点の高いグループに授与する。ただし、最高得点のグループが複数ある場合は、審査員の投票によって最終決定をする。
- 2 大学の部及び職場・一般の部については、各部のうち、最高点を得たグループを候補として、審査員の投票によって最終決定をする。

## 第7条（審査結果の公表）

評価の一覧表は、各出場団体に配付する。

## 第8条（内規の改定）

この内規は、常任理事会の議決により改定することができる。

## 補 則（決選投票の方法）

最優秀賞並びに県代表グループの決定に際し、内規に定める要件を満たしたグループ数が定数を超える場合の決選投票の方法を、以下の通り定める。

### 1 最優秀賞の決定

- (1) 投票は、審査員 5 名が行う。
- (2) 審査員は、内規に定める要件を満たしたグループの中から 1 グループを投票用紙に記入し、投票する。その際、審査員は各が評価した点に即して投票する。
- (3) 理事長は、投票により過半数を得たグループに最優秀賞を贈る。
- (4) 投票により過半数を得るグループがなかった場合、最下位となったグループを除外して、再度投票を行う。ただし、最下位となるグループが複数となる場合は、そのグループの中で候補として残したいグループを再度投票して決定する。

### 2. 県代表グループの決定

- (1) 投票は、審査員 5 名が行う。
- (2) 審査員は、内規に定める要件を満たしたグループの中から 1 グループを投票用紙に記入し、投票する。その際、審査員は各が評価した点に即して投票する。
- (3) 理事長は、投票により過半数を得たグループを県代表グループとして決定する。
- (4) 投票により過半数を得るグループがなかった場合、最下位となったグループを除外して、再度投票を行う。ただし、最下位となるグループが複数となる場合は、その中で候補として残したいグループを再度投票して決定する。
- (5) 県代表グループを複数決定する場合は、まず、上位に当たるグループを上記方法により決定する。その後、その次に該当するグループを決定する。

- 付 則
- この規定は平成 16 年 4 月 25 日より効力を発する。
- この規定は平成 30 年 6 月 1 日より効力を発する。（一部改定）
- この規定は令和 元年 10 月 3 日より効力を発する。（一部改定）
- この規定は令和 5 年 9 月 28 日より効力を発する。（一部改定）